

ドイツ特許商標庁

(指定官庁又は選択官庁)

目 次

国内段階－概要

国内段階の手続

附 属 書

手 数 料	附属書 DE. I
国内処理請求書（特許）	附属書 DE. II
国内処理請求書（実用新案）	附属書 DE. III
発明者宣誓書	附属書 DE. IV

略語のリスト

国内官庁：	ドイツ特許商標庁
PatG：	特許法 <i>[Patentgesetz]</i>
GebrMG：	実用新案法 <i>[Gebrauchsmustergesetz]</i>
IntPatÜbkG：	国際特許条約に関する法律 <i>[Gesetz über Internationale Patentübereinkommen]</i>
PatKostG：	特許料金法 <i>[Patentkostengesetz]</i>
PatKostZV：	ドイツ特許商標庁及び連邦特許裁判所の特許料金支払に関する政令 <i>[Patentkostenzahlungsverordnung]</i>
DPM AV：	ドイツ特許商標庁に関する政令 <i>[Verordnung über das Deutsche Patent- und Markenamt]</i>

指定（又は選択）官庁 DE	ドイツ特許商標庁	概要 DE
国内段階に入るための要件の概要		
国内段階に入るための期間	PCT第22条(3)に基づく期間：優先日から31箇月 PCT第39条(1)(a)に基づく期間：優先日から31箇月	
国内官庁は権利回復を認めるか (PCT規則49.6)?	認めない	
要求される国際出願の翻訳文の言語 ¹	ドイツ語	
要求される翻訳文 ¹	PCT第22条に基づく場合：明細書・請求の範囲（補正された場合には、最初に提出したもの・補正されたものの双方、及びPCT第19条に基づく説明書）・図面の中の説明・要約書 PCT第39条(1)に基づく場合：明細書・請求の範囲・図面の中の説明・要約書（それらのいずれかが補正された場合には、最初に提出したもの・国際予備審査報告の附属書により補正されたものの双方）	
特別な状況において国際出願の写しが要求されるか？	要求されない	
国内官庁は国内法に基づきカラー図面を認めるか？	認めない	
国内手数料	通貨：ユーロ（EUR） 特許：出願手数料 ² ： －10個までの請求の範囲を含む国際出願…………… EUR 60 －10個を超える請求の範囲を含む国際出願…………… EUR 60 －10個を超える各請求の範囲につき…………… EUR 30 第3年度の年金 ³ …………… EUR 70 実用新案： 出願手数料 ⁴ …………… EUR 40	

[次頁に続く]

- PCT第22条又は第39条(1)に基づく期間内に提出しなければならない。要約の翻訳文は実用新案の場合は要しない。
- PCT第22条又は第39条(1)に基づく期間内に支払わなければならない。国内段階に移行するための出願手数料は出願時の国際出願における請求の範囲の数に基づき計算され、該当しても後に減縮した数ではない。請求の範囲を後に追加した場合には出願手数料の額が増加することがある。一般情報については更に、<https://www.dpma.de/english/services/fees/patents/index.html> を参照されたい。
- 国際出願日から2年目（24箇月）の応答日を含む月の末日までに支払わなければならない。出願人が国内段階の移行手続を早期に開始しなければ、国内法を伴うPCT第22条(1)又は第39条(1)(a)に基づく31箇月の期間満了前に、3年目の年金を支払う必要はない。この場合に3年目の年金は、31箇月の期間満了後2箇月以内に、割増料なしで支払う。この2箇月の期間内に3年目の年金が支払われなかった場合でも、31箇月の期間満了後6箇月以内であれば割増料を伴って支払うことができる。
- PCT第22条又は第39条(1)に基づく期間内に支払わなければならない。

D E	ドイツ特許商標庁（続き）	D E
国内手数料の免除，割引又は払戻し	国際出願が受理官庁としてのドイツ特許商標庁にされた場合，出願手数料は不要である。国際調査報告が作成されている場合，審査請求料は減額される。	
国内官庁の特別の要件 （P C T規則51の2） ⁵	出願人が法人の場合には，その法人を代表する役員の氏名の表示 発明者及び特許出願についての出願人の権利に関する申立て ⁶ 出願人がドイツに居住していない場合には，代理人の選任 国際出願が特許及び実用新案に関するものであれば，翻訳文2通を提出しなければならない 該当すれば，電子形式によるヌクレオチド・アミノ酸の配列表 欠落している各出願人の住所及び居所の表示	
誰が代理人として行為できるか？	（出願人がドイツに居所，業務上の本拠地，事業所のいずれも有していないために）代理人が要求される場合：国内官庁に対する手続において出願人を代理する権能を有する，弁理士・弁護士又はドイツで設立された代理人事務所 ⁷ ；ドイツにおいて手続を行う資格又は一時的な業務を提供する資格を有しており，国内官庁に対する手続において出願人を代理する権能を有する，欧州連合加盟国・欧州経済領域協定の締約国・スイスの弁理士又は弁護士（ドイツにおけるE U加盟国弁理士の活動に関する法律（EuPAG）及びドイツにおける欧州弁護士の活動に関する法律（EuRAG）を参照） 代理人が要求されない場合：上述した者及び自然人 ⁸	
国内官庁は受理官庁による優先権回復の効果を認めるか（P C T規則49の3.1）？	認めない	
国内官庁は優先権の回復請求を認めるか（P C T規則49の3.2）？	認めない	

⁵ P C T第22条又は第39条(1)に基づく期間内に要件を満たさない場合，国内官庁は通知に定められた期間内に要件を満たすよう出願人に求める。

⁶ 対応する申立てがP C T規則4.17に基づき行われていれば，この要件を満たすことができる。

⁷ 弁理士の名簿は，The Patentanwaltskammer（弁理士会），Postfach 260108，80058 München，Germanyから入手できる。弁護士の名簿は，The Bundesrechtsanwaltskammer（弁護士会），Littenstrasse 9，10179 Berlin，Germanyから入手できる。

⁸ 法律業務法（Rechtsdienstleistungsgesetz-RDG）の規定に従う。

国内段階の手續

DE. 01 国内段階へ移行するための様式

国内官庁では、国内段階に移行するための特別の様式（附属書DE. II（特許）及びDE. III（実用新案）参照）を用意している。これらの様式は国内官庁のウェブサイトから入手することができる（www.dpma.de/docs/service/formulare/patent/p2009.pdf 及び www.dpma.de/docs/service/formulare/gebrauchsmuster/g6007.pdf）。これらの様式を使用することが望ましい（義務ではない）。

DE. 02 翻訳文（補充）

国際出願の翻訳文の誤りは、出願時の国際出願の本文を基準として補充することができる（国内段階6. 002及び6. 003項を参照）。

IntPatÜbkG Art. III
Sec. 4(2)
PatKostG Sec. 2(1)
PatKostZV Sec. 1
PatG Sec. 37

DE. 03 手数料（支払方法）

概説及び本章に表示する手数料の支払方法は附属書DE. I に概説されている。

DE. 04 発明者宣誓書及び特許出願人の権利

詳細は附属書DE. IVの宣誓書の見本（国際出願用の公式様式ではない）を参照されたい。認証は要求されない。提出期間は概要を参照されたい。

PatG Sec. 25

DE. 05 代理

ドイツに居所、業務上の本拠地、事業所のいずれも有していない者は、国内官庁及び連邦特許裁判所に対する手續、特許に影響を与える民事訴訟手續、刑事訴訟の告訴手續において出願人を代理する権能を有しており授權された、弁理士又は弁護士を自身の代理人として選任している場合、国内官庁に対する手續に参加することができる。更に、国内官庁及び連邦特許裁判所に対する手續、特許に影響を与える民事訴訟手續、刑事訴訟の告訴手續において出願人を代理する権能を有しており授權された、欧州連合加盟国、欧州経済領域協定の締約国、スイスの弁理士又は弁護士による代理も可能である。授權は、弁護士又は弁理士の職業認可を管理する関係規定、及び一時的な業務の提供に関する規定に従うことを条件とする。ドイツにおける一時的な業務を提供する上述した国の弁理士は、弁理士会に登録する必要がある。

DPMAG Sec. 15

DE. 06 委任状

代理人を選任する場合には概して委任状の提出が要求されるが、例外として特に、弁護士及び弁理士が代理人として行動する場合には不要である。

PatG Sec. 17
PatKostG Sec. 3(2)
7(1)

DE. 07 年金

国際出願日から3年目以降の各年について年金を支払う。年金は国際出願日の各年の応当日を含む月の末日までに支払期日となる。支払は期日前の2箇月以内に行う。この2箇月の期間内に支払が行われない場合には、期日経過後6箇月の期間満了前であれば割増料を伴い支払うことができる。出願人が国内段階移行手續を早期に開始しなければ、P C T第22条(1)又は第39条(1)(a)に基づく31箇月の期間満了前に、3年目の年金を支払う必要はない。この場合に3年目の年金は、31箇月の期間満了後2箇月以内であれば割増料を伴わずに支払う。この2箇月の期間内に3年目の年金が支払われなくても、31箇月の期間満了後6箇月以内であれば割増料を伴い支払うことができる。年金及び割増料の額は附属書DE. I に示されている。

PatG Sec.	44	DE. 08 審査請求 特許は出願人又は第三者が請求する特許性についての審査後に限り付与される。審査請求のための特別な様式はない。
PatG Sec.	44(2)	DE. 09 審査請求の期間 審査請求は国際出願日から 7 年以内に行わなければならない。
PatG Sec.	44(2)	DE. 10 審査手数料 審査請求手数料は、審査請求日から 3 箇月以内であって、国際出願日から 7 年以内に支払わなければならない。審査手続の開始は審査手数料の支払後である。この手数料の額は附属書DE. I に示されている。国際調査報告が作成されている場合には減額される。
PatKostG Sec.	3(1)	
	5(1)	
IntPatÜbkG Art. III		
	Sec. 7	DE. 11 出願の補正及びその時期 特許付与に関するいずれかの決定前であれば、出願の主題範囲を拡張しないことを条件として、出願のいずれの部分についても補正が可能であるが、補正が明白な誤りの訂正、審査部が指摘した欠陥の補充、又は請求の範囲の補正に関する場合には、審査請求の受領前までに制限される。 なお、特許付与後の異議手続の期間中、付与された特許の範囲内に限り、明細書、請求の範囲又は図面の補正を行うことができる。
PCT Art.	28	
	41	
PatG Sec.	38	
PCT Art.	25	DE. 12 P C T 第25条の規定に基づく検査 関係手続は国内段階6. 018から6. 021項に概説されている。P C T 第25条の規定に基づく検査に関し、国内官庁が受理官庁若しくは国際事務局の過失を否定する場合には、その決定の受領日から 1 箇月以内に上訴することができる。上訴手数料は 1 箇月以内に支払わなければならない。その後連邦特許裁判所はその上訴について決定する。
PCT Rule	51	
IntPatÜbkG Art. III		
	Sec. 5	
PatG Sec.	65(1)	
	73	
PCT Art.	24(2)	DE. 13 期間を遵守しなかったことによる遅滞についての許容 国内段階6. 022から6. 027項を参照。出願人自身の過失によるものでなく、国際段階での手続の期間又は国内官庁に対する手続を遂行するための（法定）期間が遵守されず、期間不遵守が出願人の不利益となる場合、出願人は回復を請求することができる。ただし、先のドイツ出願の優先権を主張するための出願の期間不遵守の場合には、回復の対象とされないが、他方、先の外国出願の優先権を主張するための期間不遵守の場合には回復を請求することができる。回復の請求は手続不履行の原因が解消した後 2 箇月以内であって、当該期間の経過後 1 年以内に書面で行わなければならない。この 2 箇月間に不履行の行為を完了させ、請求において回復を正当化する事実を記載しなければならない。これらの事実は疎明されなければならない [<i>glaubhaft machen</i>]。更に、国内官庁が定めた期間が遵守されず出願が拒絶された場合には手続続行を請求することができる。手続続行請求は出願拒絶決定の通知後 1 箇月以内に行う。不履行の手続の遂行及び手数料の支払を同期間内に行わなければならない。手続続行手数料の額は附属書DE. I に表示されている。手続続行の請求期間について権利回復を行うことはできない。
	48(2)	
PatG Sec.	123	
	123a	
GebrMG Sec.	21	
PCT Art.	4(3)	DE. 14 実用新案 出願人がドイツにおいて、国際出願に基づき、 (i) 特許に代えて、又は (ii) 特許に追加して、 実用新案登録の取得を希望する場合には、第22条又は第39条(1)で規定する行為をする時点で、国内官庁にその旨を表示する。国内官庁が受理官庁及び指定官庁であり、 <u>かつ</u> 、出願がドイツ語によって行われているために、国内段階へ移行するための特別の手続が要求されていない場合であっても、出願人は P C T 規則49の2. 1に基づき自己の選択をする権利を適時に行使する責任を負う。
	43	
	44	
PCT Rules	49bis.1	
	(a) and (b)	
	76.5	
IntPatÜbkG Art. III		
	Sec. 4(1)	
GebrMG Sec.	4	
	23(1)	

PatKostG Sec. 3(2) 7(1)	DE. 15 国際出願が特許に代えて実用新案を求めている場合（DE.14(i)で言及されている場合を参照），その要件は下のものを除き，特許出願についての要件と基本的に同じである。 （i）要約の翻訳文の提出 （ii）発明者についての宣誓書の提出 （iii）審査請求 （iv）年金の支払 実用新案については，年金に代えて維持手数料を支払わなければならない。支払期日及び額については附属書DE. I に示されている。最長保護期間は国際出願日から10年である。
IntPatÜbkG Art. III Sec. 4(2)	DE. 16 国際出願が「特許及び実用新案」の場合（DE.14(ii)で言及されている場合を参照），出願人は，国内段階移行期間内に次の要件を満たさなければならない。 （i）特許出願手数料及び実用新案出願手数料双方の支払 （ii）国際出願がドイツ語でされなかった場合には，ドイツ語による翻訳文の提出 （iii）（該当する場合）国際出願の翻訳文の写しの提出 国内段階移行期間内に上記要件の(iii)を満たしていない場合であっても，国内官庁の通知で指定する期間内であれば，この要件を満たすことができる。
GebrMG Sec. 5	DE. 17 上記のDE.14に基づく選択肢に追加して，国内特許若しくはドイツについての欧州特許を求める先の国内特許出願，国際特許出願又は欧州特許出願の主題に関する国内実用新案出願に関しては，国内法に従い，特許出願が処分された月の末日又は異議申立があれば異議手続が終了した月の末日から2箇月以内であって，遅くとも当該特許出願日から10年目の末日までに出願されていることを条件として，当該先の特許出願の出願日を主張することができる。工業所有権の保護に関するパリ条約に基づく先の特許出願の優先権を主張している場合には，同様に後の実用新案にも適用される。

手 数 料

(通貨：ユーロ)

特 許

出願手数料：¹

－10個までの請求の範囲を含む国際出願	60
－10個を超える請求の範囲を含む国際出願	60
－10個を超える各請求の範囲につき	30

審査手数料：

(i) 国際調査報告が作成されている場合	150
(ii) 国際調査報告が作成されていない場合	350

年 金：²

－第3年度	70
－第4年度	70
－第5年度	100
－第6年度	150
－第7年度	210
－第8年度	280
－第9年度	350
－第10年度	430
－第11年度	540
－第12年度	680
－第13年度	830
－第14年度	980
－第15年度	1,130
－第16年度	1,310
－第17年度	1,490
－第18年度	1,670
－第19年度	1,840
－第20年度	2,030

年金の遅延支払の割増料	50
-------------	----

手続続行手数料	100
---------	-----

実用新案

出願手数料 ³	40
－国際出願	40

維持手数料：

－第4年度から第6年度までの保護	210
－第7年度から第8年度までの保護	350
－第9年度から第10年度までの保護	530

維持手数料の遅延支払の割増料	50
----------------	----

手続続行手数料	100
---------	-----

- 1 受理官庁としてのドイツ特許商標庁に国際出願した場合、出願手数料は送付手数料と共に支払済と考えられる (IntPatÜbkG Art. III, Sec. 4(2))。国内段階に移行する出願手数料は出願時の国際出願における請求の範囲の数に基づき計算され、該当しても後に減縮した数ではない。請求の範囲を後に追加した場合には出願手数料が増額することがある。一般情報は更に <https://www.dpma.de/english/services/fees/patents/index.html> を参照。
- 2 出願人又は特許権者が衡平な対価に基づきいずれの者にも発明の使用を許可する意向である旨の宣言書をドイツ特許商標庁に提出した場合、年金は50%減額される (PatG, Sec. 23(1))。
- 3 受理官庁としてのドイツ特許商標庁に国際出願した場合、出願手数料は送付手数料と共に支払済と考えられる (IntPatÜbkG Art. III, Sec. 4(2))。

手数料の支払方法

支払はユーロ建によらなければならない。すべての支払は出願番号（判明していれば国内番号，国内出願番号が不明であれば国際出願番号），出願人の氏名・名称及び支払う手数料の種類を表示しなければならない。

手数料の支払は次の方法が認められる。

- (a) 国内官庁に直接行う現金支払
- (b) Bundeskasse Halle/DPMA の口座宛（No. 700 010 54 at the Deutsche Bundesbank (BBk) München, IBAN: DE84 7000 0000 0070 001054, BIC/SWIFT code: MARKDEF1700）の銀行振込又は現金支払。利用者は，取扱手数料を支払人が負担する旨を宣言されたい。
- (c) 「Specification of the purpose of the use of the mandate」を伴う有効な「SEPA Core Direct Debit Mandate」の提出。国内官庁がドイツ語及び英語で提供する「SEPA Core Direct Debit Mandate」及び「Specification of the purpose of use of the mandate」様式の使用が推奨される。

出願人は，ドイツ特許商標庁に*手数料全額*を支払うことを保証したうえで，支払の方法を選択しなければならない。銀行手数料の減額があった場合には，この権利が縮小するおそれがある。

様 式（附属書DE. II－IV）

国内官庁は次の書類を準備している。最新版及びその他の言語については国内官庁ウェブサイト（附属書B）を参照されたい。

附属書 DE. II 国内処理請求書（特許）

https://pctlegal.wipo.int/eGuide/forms/ax_II_de.pdf

附属書 DE. III 国内処理請求書（実用新案）

https://pctlegal.wipo.int/eGuide/forms/ax_III_de.pdf

附属書 DE. IV 発明者宣誓書

https://pctlegal.wipo.int/eGuide/forms/ax_IV_de.pdf

Deutschland
Germany

Vollmacht – Power of Attorney

Dem Patentanwalt – Den Patentanwälten
The Patent Attorney(s)

wird hiermit in Sachen
is (are) hereby appointed in the matter of

Vertretervollmacht erteilt für das Anmelde- und Schutzbewilligungsverfahren, für das erteilte bzw. eingetragene Schutzrecht sowie für das Einspruchs-, Nichtigkeits-, Zwanglizenz- oder Löschungsverfahren vor dem Deutschen Patent- und Markenamt, dem Bundespatentgericht und dem Bundesgerichtshof. Die Vollmacht schließt auch das Verfahren nach dem Vertrag über die internationale Zusammenarbeit auf dem Gebiet des Patentwesens (PCT) ein. Der (Die) Bevollmächtigte(n) ist (sind) berechtigt, Untervollmachten zu erteilen.

Auf Grund dieser Vollmacht ist er (sind sie) insbesondere zu folgenden Rechtsgeschäften und Verfügungen ermächtigt: Alle Mitteilungen, Bescheide und Beschlüsse des Patent- und Markenamtes und der Gerichte in Empfang zu nehmen, Rechtsmittel oder Rechtsbehelfe einzulegen und zurückzunehmen, Vergleiche abzuschließen, auf die Anmeldung oder das Schutzrecht ganz oder teilweise zu verzichten, die Beschränkung des Patentes zu beantragen, eine Lizenzbereitschaftserklärung abzugeben oder einen von einem Gegner erhobenen Anspruch anzuerkennen, in Markensachen Widerspruch gegen die Löschung der Marke oder Aberkennung des Schutzes der Marke und gegen die Eintragung sowie gegen die Schutzbewilligung anderer Marken zu erheben und die Löschung bzw. Schutzentziehung anderer Marken zu beantragen, gestellte Anträge zurückzunehmen, Zahlungen für den Auftraggeber in Empfang zu nehmen, Strafanträge zu stellen.

(Nur bei ausländischen Vollmachtgebern:) Durch diese Vollmacht ist (sind) der Patentanwalt (die Patentanwälte) zum Vertreter gemäß § 25 des Patentgesetzes, § 28 des Gebrauchsmustergesetzes, § 11 Halbleiterschutzgesetz, § 96 des Markengesetzes und § 58 des Geschmacksmustergesetzes bestellt.

Erfüllungsort für alle Ansprüche aus dem der Vollmacht zugrunde liegenden Rechtsverhältnis und Gerichtsstand ist der Ort der Kanzlei des Patentanwaltes (der Patentanwälte).

Die Vollmacht gilt auch für eine Praxisverweser (Treuhänder, Abwickler), solange sie diesem gegenüber nicht widerrufen wird.

to act for me/us in proceedings concerning applications, registrations, granted or registered industrial or intellectual property rights, and in proceedings concerning opposition, nullity, compulsory license, rectification, revocation or cancellation in the German Patent and Trade Mark Office, before the Federal Patent Court and before the Federal Court of Justice. This authorization includes also the procedure under the Patent Cooperation Treaty (PCT). The authorized agent(s) is (are) authorized to grant powers of substitution.

By virtue of this authorization he is (they are) especially empowered to carry out the following legal transactions and disposals: to receive all communications, official actions and decisions of the Patent and Trade Mark Office and the Courts; to lodge or withdraw legal measures or legal remedies; to conclude agreements; to fully or partially disclaim the application or the property right; to apply for the restriction of a patent; to deliver a declaration of "readiness to license" or to acknowledge a claim raised by an opposing party; in matters of trade marks to contest an application for the cancellation or revocation of an entry in the Register in respect of a trade mark, to enter opposition against the registration of other trade marks including internationally registered marks, and to apply for the cancellation or revocation of an entry in the Register in respect of other trade marks including internationally registered marks; to withdraw applications; to receive payments on behalf of the client(s); and to demand penalties.

(For foreign clients only:) By this Authorization, the Patent Attorney(s) is (are) appointed as representative(s) in accordance with § 25 of the Patent Act, § 28 of the Utility Model Act, § 11 Semiconductor Protection Act, § 96 of the Trade Mark Act and § 58 of the Design Act.

The place of settlement and the court for all claims arising out of the legal relationship existing by virtue of the Power of Attorney are at the location where the office of the Patent Attorney(s) is situated.

The power is also extended to an administrator (trustee, liquidator) of the office of the Patent Attorney(s) unless revoked.

Ort/Place; Datum/Date

(Bei Personen : Namen und Vornamen voll ausschreiben, bei Firmen genaue, eingetragene Firmenbezeichnung angeben. Keine Beglaubigung erforderlich.)

(First names and surnames of individual persons are to be written in full; corporate bodies are to sign in the form in which they are registered. No legalization.)